

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

事業者： サポートプランむれがおか

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和7年4月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 099-246-0662 (月～土曜日 8:00～17:00)

担当 管理者(主任介護支援専門員) 土井 奈津子

緊急連絡先 090-8763-0660

輪番制にて介護支援専門員による24時間相談受付体制

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者、事業所及び指定番号、サービス提供地域

事業者の名称	株式会社 心庵
事業者の所在地	鹿児島市牟礼岡3丁目2-13
代表者氏名	代表取締役 川路 しずか
電話番号	099-246-0660
事業所名	(事業所名) サポートプランむれがおか
所在地	(住所) 鹿児島市牟礼岡1丁目21-5
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (4670108242)
サービスを提供する 実施地域※	(地域名) 鹿児島市内全域、姶良市、日置市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者(主任介護支援専門員) 1名 / 介護支援専門員 1名以上

(3) 営業時間

月～土曜日 午前8時から午後5時まで

(日曜・12月31日～1月3日は休業)

上記の休日、時間外、事務所不在の時には緊急連絡先にて対応

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

(1) 付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

(2) 介護支援専門員はサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有すると共に、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。ただし、利用者の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して

必要と認める場合、その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとします。

テレビ電話等を活用し担当者会議や各種会議を開催する場合は、利用者等の同意を得た上で、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

4. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「付属別紙 3」の通りです。但し厚生労働省が定める介護報酬については原則として利用者負担はありません。

尚、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。自動車を使用する場合は、通常の事業の実施区域を越えた地点から片道1kmごとに20円とします。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

5. 医療機関との連携

(1) 入院時の対応

利用者が入院した場合は、医療機関との連携促進の観点から入院先の医療機関に対して、当事業所の名称、担当介護支援専門員の氏名等を伝えていただきますようお願い致します。担当介護支援専門員から心身状況等の情報を入院先の医療機関に提供させていただきます。

(2) 退院時の対応

利用者が退院する際は、入院先の医療機関と連携をとり、退院後の居宅サービス計画書の作成、各サービス事業所の連絡、調整などを行います。

6. ケアマネジメントの公正中立性の確保

(1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービス内容、利用料等の情報を「付属別紙 2」の通り、適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

(2) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙（付属別紙 4）のとおりです。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

鹿児島市介護保険課（本庁）

鹿児島市山下町11-1 TEL：099-216-1277

日置市市民福祉部介護保険課介護予防支援係

日置市伊集院町郡1丁目100番地 TEL：099-248-9423

始良市保健福祉部長寿・傷害福祉課介護保険係

始良市宮島町25番地 TEL：0995-66-3251

鹿児島県国民保険団体連合会

鹿児島市鴨池新町7-4 TEL：099-206-1084

8. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴力・暴言・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

なお、これらの対策は「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「研修のための手引き」等を参考に適切に対応します。

9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

④虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

12. 身体的拘束等

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態及び緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

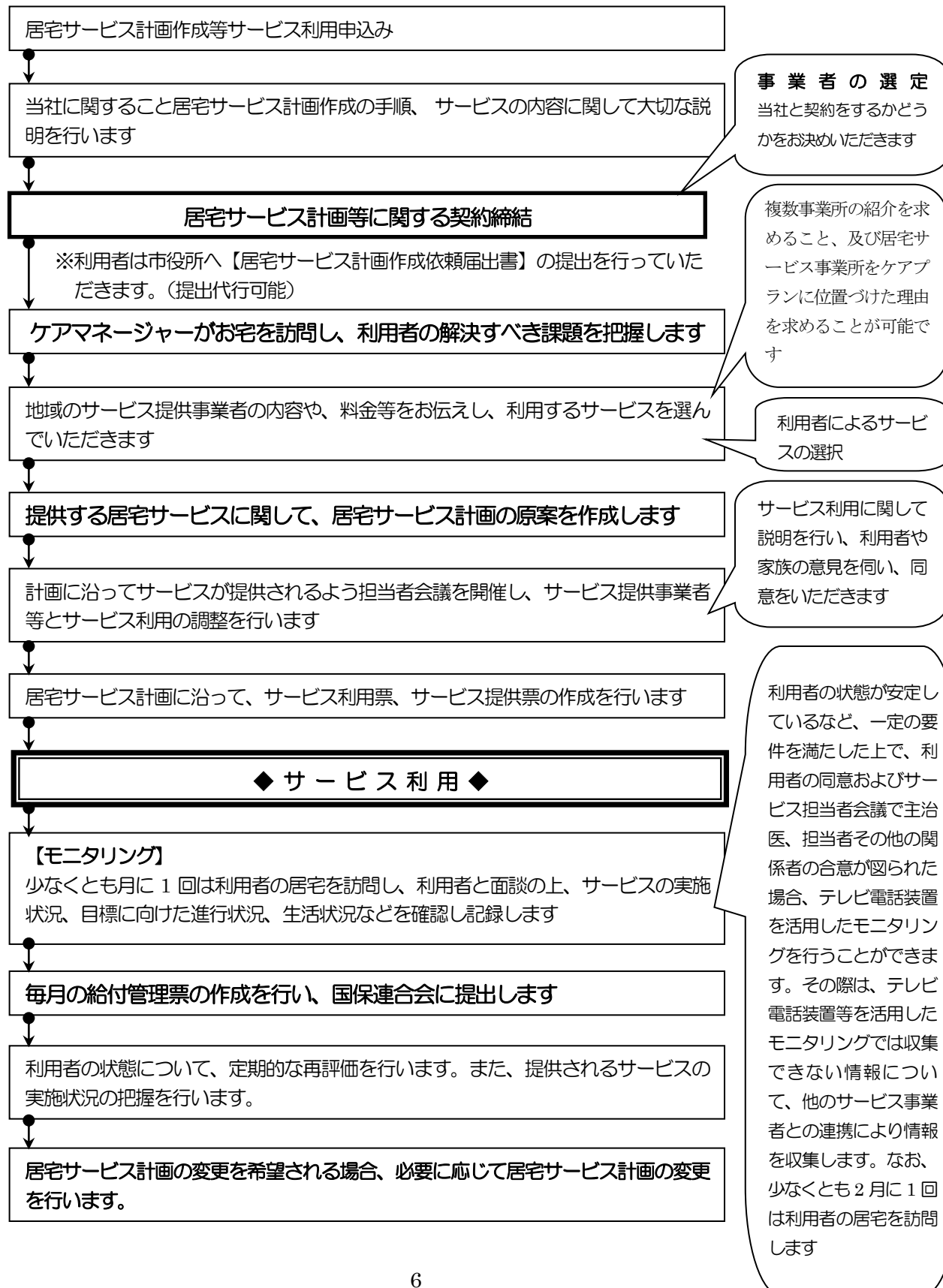
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用者は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙3)
居宅介護支援費

【居宅介護支援費】

居宅介護支援費 (I) (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費 (I) (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費 (I) (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

【加算・減算】

初回加算	新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合 (1 月につき)	300 単位
入院時情報連携加算 (I)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	250 単位
入院時情報連携加算 (II)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	200 単位
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの他院・退所に当たって、病院や施設の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の調整を行った場合	
(I) イ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること	450 単位
(I) ロ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより 1 回受けていること	600 単位
(II) イ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けていること	600 単位

(Ⅱ) ロ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより 2 回受けていること	750 単位
(Ⅲ)	病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を 3 回以上受けており、うち 1 回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療上において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合	50 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1 月に 2 回を限度）	200 単位
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合	基本単位数の 50%に減算
	運営基準減算が 2 月以上継続している場合	算定不可
特定事業所集中減算	前 6 月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合が 80%以上	一月につき 200 単位減算
業務継続計画未実施減算	業務継続計画を策定していない場合 (令和 7 年 4 月以降)	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
同一建物減算	・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・ 指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者	所定単位数の 95%を算定する

【その他費用】

交通費	前記 2 の (1) の地域以外にお住まいの方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費が実費	サービス提供地域を超えた地点から 1 km ごとに 20 円、及び交通手段に要した費用
-----	---	---

利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領しました際には領収書を発行いたします。

【特定事業所加算】

算定要件	加算Ⅰ 519 単位	加算Ⅱ 421 単位	加算Ⅲ 323 単位	加算 A 114 単位
常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務を兼務し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。	○ 2名以上	○ 1名以上	○ 1名以上	○ 1名以上
常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定居宅介護予防事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	○ 3名以上	○ 3名以上	○ 2名以上	○ 常勤 1 名 かつ常勤 換算 2 名 以上
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に行うこと	○	○	○	○
24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること	○	×	×	×
介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 名未満（居宅介護支援（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること	○	○	○	○
介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

(付属別紙 4)

1. 前 6 か月間 (令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月) に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

・ 訪問介護	21%
・ 通所介護	33%
・ 地域密着型通所介護	46%
・ 福祉用具貸与	70%

2. 前 6 か月間 (令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月) に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルプーステーションはびねす 38%	ヘルプーステーションよしの 11%	ヘルプーステーション M&H 10%
通所介護	デイサービスセンターゆめいろ 42%	デイサービスセンターとき 9%	デイサービス吉田さくらの 里 8%
地域密着型通所介護	デイサービスむれがおかⅠ館 28%	デイサービスむれがおかⅡ番館 27%	デイサービスセンター鹿児島中 央 6%
福祉用具貸与	QCC 鹿児島 21%	カクイックスウィング 18%	株式会社フロンティア 16%